

大刀洗町告示第5号

令和3年第11回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月18日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和3年3月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和3年3月3日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について

日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第6 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第7 承認第1号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を
求めることについて

日程第8 議案第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第2号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第3号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

日程第11 議案第4号 大刀洗町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第5号 大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及
び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程第14 議案第7号 町道の廃止について

日程第15 議案第8号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号)について

日程第16 議案第9号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につい
て

日程第17 議案第10号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)

について

- 日程第18 議案第11号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第12号 令和3年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第20 議案第13号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第14号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第15号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第23 議案第16号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
- ①陳情の報告
- ②検査結果の報告
- ③委員会所管事務調査の報告
- (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第7 承認第1号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第8 議案第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第2号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 大刀洗町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及
び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第14 議案第7号 町道の廃止について
- 日程第15 議案第8号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第16 議案第9号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につい
て
- 日程第17 議案第10号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第18 議案第11号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第12号 令和3年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第20 議案第13号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第14号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第22 議案第15号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第23 議案第16号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	矢野 智行
会計課長	……………	佐田 裕子	住民課長	……………	矢永 孝治
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	堀内 智史
監査委員	……………	村山真知子			

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様におかれましては早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから令和3年第11回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、地域振興課より、広報用の写真が必要なため、議場での撮影の申請がっておりますので、認めています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番、平田康雄議員、4番、野瀬繁隆議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

令和3年第11回大刀洗町議会定例会の議会運営について、令和3年2月24日に議案が提出されましたので、2月24日9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て、協議しました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

協議の結果、定例会の会期は、令和3年3月3日から令和3年3月18日までの16日間と決定しました。

会期の日程については、別表のとおりです。

3月3日、本日ですけれども、本会議を行いまして、議案審議いたしまして、その終わった後については、全員協議会を行いまして、自由討議を行います。

4日は、休会といたします。

5日は、本会議を行いまして、議案の審議をしていただきます。これについては、補正予算等を審議していただきまして、当日、決裁をお願いしたいと思います。

6日、7日は、休会といたします。

8日については、本会議を行いまして、一般質問を行います。

9日は、休会です。

10日、11日については、予算特別委員会を開催したいと思います。

12日、13日、14日は、休会といたします。

そして、再度、15日、16日は、予算特別委員会を開催いたします。

17日については、休会ですけれども、全員協議会を行いまして、自由討議を行います。

そして、最終日は3月18日に本会議を行いまして、議案審議をして最終日となります。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程で決定いたしました。議会の円滑な議会運営ができますようお願いし、以上で報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

監査委員より、令和2年11月末日、12月末日、令和3年1月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、東義一委員長、登壇して報告をお願いします。東委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の東義一です。

閉会中の総務文教厚生委員会の報告をいたします。

当委員会は、昨年11月28日に開催した議会報告で、住民からの御意見、提案等に対する回答について、1月、2月の2回、全委員、議長出席のもと、委員会を開催し、回答内容を協議し

たところでございます。

主な内容といたしましては、住民生活に関する生ごみの対策、また行政が2か月間施行したコミュニティバスの今後の運営についての御意見でした。

また、こうした御意見に対して行政関係課との意見交換を交えて、さらに議会議員と協議を重ね、検討を実施し、議会だよりをはじめ、町のホームページを通し、回答し、また行政へ内容の事情を提案していくことを考えております。

また、12月定例議会で報告しましたコロナ対応、少人数学校等についての現況調査及び意見交換ですが、未実施の大堰、本郷、菊池小学校の3校については、早々に日程調整を行い、実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令されるなどの時運等により、現在、時期を模索中であります。

それに、御意見にもありました生ごみの対策であります。当委員会としては、環境分野での生ごみ資源化の取組についての来年度視察研修等を計画しているところであり、しっかり他市町村の取組を参考にして、調査研究していく所存であります。

以上で委員会報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、松熊武比古委員長、登壇して報告をお願いします。松熊委員長。

○建設経済委員長（松熊武比古） 閉会中の委員会調査の報告をいたします。委員長をやっております松熊武比古でございます。よろしく願いいたします。

建設経済委員会では、これまでの議会での防災行政無線設置事業の議論を踏まえ、令和2年11月13日に既に設置しております小郡市と筑前町の視察を行いました。

その後、今年の1月19日、それから2月8日、数度にわたる委員会での議論の結果、災害時の避難支援の拡充及び強化についてという議案で、いろいろ検討いたしました。

そして、2月17日、合同委員会で総務文教の方にも提言書を見ていただき、問題ないということで、2月の24日9時に中山町長に提言書ということで提出をしております。命を守る行政が大事ではないかということで、防災行政無線の設置の再検討をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。

委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について、169号は、5回の会議を開き、作業日も挟みながら編集、校正を行いました。1月22日に発行してござい

す。行政各位におかれては、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、感謝申し上げます。

次号、170号の発行につきましては、2月26日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。4月23日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について、フェイスブックページは閉会中、15件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内や結果、委員会活動に関すること、議会モニターの皆さんとの意見交換、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動、3月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところでございます。

オンライン研修について、2月26日に全国町村議会議長会が主催するオンラインでの議会広報研修を委員全員で受講しました。たちあらい議会だよりを含む、全国の4紙が講師から紙面を添削していただきました。たちあらい議会だより168号は、記事の分かりやすさや住民の皆さんの登場企画などが評価される一方で、議会視点での決算分析の必要性やレイアウト改善などの課題を指摘されました。全委員で方向性を議論し、次号から改善に取り組む予定です。

最後に、全国町村議会議長会が主催する第35回全国議会広報コンクールにおきまして、たちあらい議会だより第166号が第7位に入賞することができました。応募総数は311紙で、前年度より37紙応募が増える中で、6年連続の入賞です。取材や校正、配布に御協力いただいている全ての皆さんに感謝申し上げます。今後も議会活動推進のための重要なツールとして、紙面づくりのみならず、住民の皆さんから頂いた声をどう政策に反映させるかなど、公正で開かれた議会だよりの作成を目指し、委員一同努力する所存です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。

休会中の委員会報告を行います。

委員会は、令和2年12月22日13時30分から議会モニターとの意見交換会を開催いたしました。出席委員は、議長を含め、全員出席で6名でした。議会モニターさんについては5人が出席で、3名欠席でした。

議題については、12月の定例議会の議事運営についてと一般質問についてと意見交換会を実施しました。

意見については、インターネットで議員さんの声が聞き取りにくい、またコロナ対策については県の情報しか入ってこない、危険家屋の問題、強制執行ができないか、またバスの老朽化について等の意見交換をいたしました。

以上で休会中の委員会報告をいたします。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会改革特別委員会、高橋直也委員長、登壇して報告をお願いします。高橋委員長。

○議会改革特別委員長（高橋 直也） おはようございます。議会改革特別委員会の委員長の高橋です。

全議員で構成する議会改革特別委員会を去る1月7日に開催しました。

審議内容といたしましては、令和2年11月28日に開催されました議会報告会の意見に対する回答についてでした。議会報告会において、住民の皆様から頂いた意見の一つといたしまして、全国的に町村議会の議員の成り手不足について、議員定数を減らし、その分、議員報酬を増やして、議員の成り手を増やしてみてもという意見、また議員選挙が行われるように定数を設定したらどうかという内容でした。

これらの質問に対し、議会改革特別委員会といたしましては、大刀洗町の議員定数は、同規模の市町村と比較しても少ない状況で、また現在、当議会には建設経済委員会、総務文教厚生委員会、議会広報委員会の3つの常任委員会があり、それぞれ5名の委員で構成を活動しております。仮に定数を減らした場合、1人の議員が複数の委員会を兼ねることになり、大学教授や専門家などの御意見といたしましても、委員会が少人数の議論で意見の偏りをなくすためにも、1常任委員会、7名から8名程度が好ましいとの御意見もあり、定数は現状のまま扱わないとの内容を今回の議会報告会の回答にいたしております。

また、議会改革特別委員会が所管ではありませんでしたが、去る1月26日に全員協議会において、山梨学院大学の江藤俊昭教授による「議会力をアップさせる議員報酬や定数・政務活動について」、また「コロナ禍を踏まえた地方議会のあり方について」のテーマをオンライン講習会にて受講いたしております。

最後に、二元代表制の一翼を担う議会の議員の立場からいたしましても、今回のコロナ禍のような有事の際に対して的確に住民の意見を吸い上げ、行政と協力し、対応できる議会構築も議会改革の今後の目標と考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第11回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には

公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜わり厚くお礼を申し上げます。

大刀洗町議会では、今年度も全国町村議長会主催の議会広報コンクールにおいて7位に入賞され、6年連続の入賞と伺っております。これまでの議会広報の取組みに対し、敬意を表します。

また、先週、議会建設経済委員会から、これまでの議会での議論や近隣自治体への視察を踏まえ、災害時の避難支援の拡充・強化についての提言書をいただいています。今回の議会からの政策提言に対し、この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。

昨年1月30日に町長に就任し、1年余りが経過いたしました。この間を振り返りますと、やはり新型コロナウイルス感染症対策と7月豪雨をはじめとする災害対策に終始した日々であった気がしています。

今月に入り、福岡県に出されていましたが緊急事態宣言は解除されましたが、町民の皆様には引き続き、マスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防に努めていただきますとともに、感染された方の人権尊重と個人情報の保護に十分なお配慮をお願い申し上げます。

そして、いよいよ新年度からは高齢者の皆様に対するワクチンの優先接種が始まります。国や県からのワクチン供給のスケジュールを踏まえ、町民の皆様が安心してワクチンを接種していただけるよう、必要な体制の整備と正確な情報提供に努めてまいります。

さて、本年度も残すところ僅かとなりました。予定しておりました諸事業、諸施策もおおむね順調に進捗いたしております。

また、足元の人口動態では、日本全体で人口減少が進展する中、昨年1月末と本年1月末の人口を比べますと、146名の増加となっており、大変うれしく思っているところでございます。今後とも町民一人一人が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちで創っていくことで、地域への愛着を深め、「10年後も大刀洗町に住み続けたい、住んでよかった」と誇れる大刀洗町であり続けることを目指してまいります。議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、新年度予算の概要について御説明します。

令和3年度の一般会計予算については、これまでの政策を継承するとともに、第5次総合計画及び大刀洗“よかマチ”創生プロジェクトの各事業やマニフェストで掲げた政策を推進していくため、必要な予算を計上し、総額72億800万円余で、前年度当初予算と比較して2億円余、率にして2.7%の減となっています。

まず、歳入です。

町税については、町民税は減少する一方、固定資産税の増加に伴い、前年比1,400万円増の14億6,800万円余を、地方交付税については、地方財政計画等を考慮し、前年と同額の

18億1,000万円を見込んでいます。

また、多くの皆様から応援をいただいておりますふるさと応援寄附金については、前年度と同額の5億1,100万円を見込んでいるほか、基金から5億3,500万円余を繰り入れることとしています。

次に、歳出では、義務的経費は職員体制の強化に伴い、人件費が6.7%の増、扶助費が2.6%の増、公債費が0.3%の増となっています。

また、投資的経費のうち、普通建設事業費は運動公園や大刀洗公園の整備に伴い20.4%増加する一方、災害復旧事業費は菅野橋復旧工事の終了見込みに伴い99.4%の減となっています。

次に、今議会に提案しております令和2年度一般会計補正予算については、諸事業の確定による不用額の減額補正と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した諸事業に必要な費用等を計上いたしております。

次に、令和3年度に取り組む主な事業につきまして、各課ごとに御説明をいたします。

まず、総務課です。

総務関係では、大刀洗の未来を地域の皆様と一緒に考え、これからのまちづくりや地域づくりを進めていくため、引き続き、「たちよりトーク」や「出前トーク」に取り組むとともに、住民の皆様が町の課題を自分事として捉え、考えていただけるよう「住民協議会」を開催してまいります。

また、行政手続のオンライン化に向け、新たに押印廃止等、住民サービスの向上に取り組むとともに、引き続き、職員の人材育成と能力開発に努めてまいります。

財政関係では、引き続き、健全財政を維持するとともに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、町が管理する各施設の長寿命化に取り組んでまいります。

防災関係では、本町の強靱化の指針として、新たに「国土強靱化地域計画」を策定するとともに、議会建設経済委員会からの災害時の避難支援の拡充・強化についての提言書や区長会からの防災無線屋外拡声器の整備に係る要望書を踏まえ、防災無線の実施設計やテレビのdボタンでの情報発信、防災備蓄倉庫の整備など、防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、地域振興課です。

企画関係では、今後の町内の公共交通の在り方を検討するため、新たに地域公共交通会議を立ち上げるとともに、引き続き町内巡回バスの試行運転を実施するほか、既存の公共交通の維持確保のため、甘木鉄道や西鉄バスへの補助など、交通弱者対策に取り組んでまいります。

また、現在の少子化や晩婚化の状況を踏まえ、新たに結婚新生活支援事業に取り組むとともに、移住支援事業を拡充するなど、定住促進対策に取り組んでまいります。

次に、自治振興関係では、新たに慶應義塾大学と連携し、大刀洗まちづくり大学を開講し、今後のまちづくりの担い手の育成に取り組むほか、引き続き対話の場づくりを支援するとともに、校区センターの活動やさくら市場、ドリームカフェなどを通じて、町民の皆様のやってみいたい気持ちを応援してまいります。

また、本年度11億8,000万円を超える御寄附をいただきましたふるさと応援寄附金については、来年度も多くの皆様に御寄附いただけるよう、町内業者からの返礼品の充実とPRに努めてまいります。

次に、住民課です。

住民係の関係では、引き続き、戸籍や住民基本台帳等、個人情報管理に万全を期すとともに、デジタル社会の実現に向けてマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

生活環境関係では、より一層のごみの減量化と再資源化に向けた啓発と、悪臭対策の強化に努めるとともに、町内全域を対象に空き家実態調査と所有者の意向調査を実施し、空き家対策の強化に取り組んでまいります。

次に、税務課です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した中小事業者等に対する特別措置や固定資産税の評価替えに伴う据置措置等の制度を周知するとともに、引き続き適正課税と公正な徴収に努め、税収の確保に努めてまいります。

次に、福祉課です。

高齢者福祉関係では、引き続き、在宅医療・介護連携や認知症施策、生活支援体制整備等、高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう地域包括ケアシステムを推進してまいります。

また、運動習慣の重要性を踏まえ、介護予防教室や校区運動教室、分館体操教室、男性の体操教室を実施するとともに、新たに椅子に座ってできる体操も取り入れた分館体操DVDを作成するほか、認知症予防音楽サロン事業に取り組んでまいります。

障害者福祉関係では、在宅で医療的ケアを必要とする18歳未満の方の介護者の肉体的、精神的負担軽減を図るため、新たに看護師を自宅に派遣する医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施してまいります。

次に、健康課です。

新型コロナウイルス感染症対策では、国や県のワクチン供給のスケジュールを踏まえ、住民の皆様が安心してワクチンを接種していただけるよう、必要な体制の整備と正確な情報提供に努めてまいります。

健康増進事業では、引き続き住民の皆様様の健康寿命の延伸に向け、フレイル予防や重症化予防

のため、地域の健康課題の分析や糖尿病等の生活習慣病への個別指導、ミニデイや分館体操での健康相談や健康指導、健康ポイント事業等を実施するとともに、新たに大刀洗公園のウォーキングコースでの健康づくり事業を実施するなど、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

こども医療では、子育て支援の充実の観点から、県の制度改正に合わせ、助成対象を中学生の通院まで拡大するとともに、小学生の通院の自己負担額を引き下げてまいります。

国民健康保険では、引き続き、県とともに、安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指していくとともに、各種届出の受け付けや医療費の給付、保健事業など、丁寧で、きめ細やかな事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、引き続き、福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、誰もが安心して医療を受けることができるように取り組んでまいります。

次に、産業課です。

まず、災害対策として、流域治水を推進する観点から、新たに町内7か所の防災重点ため池の浚渫に向けた土量調査を実施してまいります。

また、長年の悲願でございました北部地区ほ場整備事業は4年目を迎え、ほ場整備及び区画整理工事については全て終了し、新たに地区内41ヘクタール余の暗渠排水工事に取り組んでまいります。

米政策については、JAなど関係機関と連携を図りながら、米の需給調整による米価の安定及び農業所得の確保に努めてまいります。

農業委員会においては、農地中間管理機構との連携による農地集約と遊休農地の解消を推進するとともに、9月の改選に向けて、地域の皆様との話し合いを進めてまいります。

商工関係では、新たに住宅改修補助金制度を創設するとともに、引き続き、プレミアムクーポン券やプレミアム付商品券の発行等を通じて、町民の皆様の暮らしを支え、コロナ禍の影響で冷えた地域経済の循環を応援をしてまいります。

また、住民の皆様の消費生活に関する被害防止のため、消費者教育や啓発活動、相談体制の強化を図ってまいります。

次に、建設課です。

町道関係では、区長要望や道路パトロールで判明した道路や側溝の補修工事を引き続き実施するとともに、継続6路線、新規1路線の道路改良工事を実施するほか、橋梁補修のための詳細設計を2か所、町道橋46橋の点検を行ってまいります。

また、床島地区の内水排除のための調査を実施するとともに、継続1か所、新規2か所の水路整備を進めてまいります。

公園関係では、大刀洗公園の老朽化した大型複合遊具の更新と水鏡池の循環ポンプ及び井戸ポ

ンプを改修してまいります。

下水道事業では、大堰水処理センターの災害防止に向けた施設の耐水化基本設計の策定と老朽化した栄田水処理センターの発電機更新とマンホールポンプのオーバーホール等の維持管理を実施してまいります。

次に、子ども課です。

学校教育関係では、引き続き、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和の取れた教育、すなわち「生きる力」を育む教育を推進してまいります。このため、小中学校の9年間を通して、基礎的、基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、1人1台端末やICT機器を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指してまいります。

また、外国語の確実な習得を図るため、小学校における英語専科教員の配置や中学校全学年に対する英語検定受験機会の提供を行ってまいります。

特別支援教育では、教育的ニーズのある子供たちに対し、効果的、継続的な支援を行い、保育園、小学校、中学校の連携強化に取り組むなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。

子育て支援関係では、待機児童解消のため、新たに認可保育所設置に向けての公募を実施し、保育所整備を進めるとともに、保育士確保を図るため、潜在保育士の就労支援事業を実施してまいります。

あわせて、安心して子供を産み育てることができるよう、子供支援ワーカーを増員し、子ども家庭総合支援体制の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習課です。

人権教育関係では、町民一人ひとりが人権を尊重し合える社会の実現に向けて、町民意識調査の結果を踏まえ、人権学習や平和学習会の開催と啓発に取り組んでまいります。

社会教育関係では、引き続き、町民の皆様が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう、各種講座や学級の充実を図るとともに、青少年育成町民会議や校区民会議、アンビシャス広場、チャレンジ教室、通学合宿などの活動支援を通じて、青少年の健全育成に努めていくほか、避難所機能を強化した生涯学習の拠点としての中央公民館の実施設計に取り組んでまいります。

町立図書館では、引き続き、町の情報発信の拠点を目指して、施設運営、事業の充実に努めてまいります。

社会体育関係では、引き続き、スポーツやレクリエーション活動を通じて、町民が健康で充実した生活を送れるよう、運動公園のグラウンドやトイレの整備をはじめ、社会体育施設の維持管理に努めてまいります。

文化財関係では、引き続き、国重要文化財の今村天主堂の耐震化対策及び保存修理に向けて、地元保存団体や関係機関等と協議するとともに、下高橋官衙遺跡や発掘調査中の三原城址等、町

が誇る文化財として後世に伝えられるよう、適切な保存を検討してまいります。

さて、本議会で審議いただきます主な議案は、専決処分事項の承認が1件、教育委員会委員や固定資産評価審査委員会の委員の選任など人事案件が3件、手数料条例の一部改正など条例関係が5件、福岡県市町村職員退職手当組合に関する変更が1件、町道の廃止が1件、令和2年度一般会計補正予算（案）など補正予算議案が4件、令和3年度一般会計予算（案）など予算議案が5件です。

いずれも、重要な案件を提案いたしておりますので、議員各位におかれましては慎重に御審議をいただきまして、最後には御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

それでは、提案内容及び提案理由について御説明いたします。

同意第1号教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、三井郡大刀洗町本郷2392番地の1、氏名は、松本哲雄様、生年月日、昭和23年12月2日生まれ、提案日は、令和3年3月3日、大刀洗町長中山哲志。

提案理由としましては、令和3年3月31日をもって教育委員会委員の任期が満了となるため、新たに任命する必要があるため、この同意案を提案するものでございます。

一応任期は、4年間となっております。

続いて、2枚目をご覧ください。

履歴書を記載しておりますので、御一読いただきたいと思っております。

以上で説明を終了いたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目の質疑を終わります。

日程第5. 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、提案させていただきます。

同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、三井郡大刀洗町大字今790番地の1、氏名、青木量子、昭和21年8月20日生まれ、提案日、令和3年3月3日、大刀洗町長中山哲志。

提案理由としましては、現固定資産評価審査委員会委員が任期満了となり、後任の委員を新たに選任する必要があるため、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、3年間となっております。

1枚お開きください。2ページをご覧ください。

委員の履歴書を記載しておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、同意第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、提案いたします。

同意第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、三井郡大刀洗町大字山隈1711番地の110、氏名、高松廣美様、昭和23年12月19日生まれ、提案日は、令和3年3月3日、大刀洗町長中山哲志。

提案理由としまして、現固定資産評価審査委員会委員が任期満了となり、後任の委員を新たに選任する必要があるため、議会の同意を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

委員の履歴書を記載しております。御一読ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

**日程第7. 承認第1号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認
を求めることについて**

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、承認第1号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、提案いたします。

承認第1号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

提出日、令和3年3月3日、大刀洗町長中山哲志。

専決処分の理由としましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業開始に伴い、接種体制の確保を行うため、令和2年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、専決処分をしたものでございます。

では、内容を御説明いたします。

1枚めくってください。

これが補正予算（第9号）で、もう一枚めくってください。

説明いたします。

専決第1号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）、まず歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億2,823万8,000円とする。

専決日は、令和3年1月29日に専決をさせていただいております。

では、6ページをご覧ください。

議案書6ページ、歳出について御説明いたします。

4款1項12目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額879万4,000円、内容につきましては、右側の節であります。大きなところを申し上げますと、11役務費の153万6,000円、これは郵送費等が主なものでございます。次に、12節委託料576万9,000円、主なものとしましては、新型コロナウイルス予防接種委託料として159万4,000円、住民からの電話等の予約、質問等に対応するためのコールセンターへの委託料として144万4,000円、あとクーポン券の印刷・封入封緘委託料として173万6,000円、最後に17節の備品購入として薬用冷蔵ショーケース購入費で25万3,000円を計上しております。次に、前のページの5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

14款1項2目衛生費国庫負担金として補正額159万3,000円、これは新型コロナウイルスワクチン予防接種事業負担金でございます。

次に、14款2項3目衛生費国庫補助金、補正額669万4,000円、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。

18款1項1目基金繰入金50万7,000円、財政調整基金繰入金として50万7,000円を計上しております。

以上で承認第1号の専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第1号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、提案させていただきます。

議案第1号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

提案理由としましては、被災者支援の観点から罹災証明の手数料を無料とするため、大刀洗町手数料条例の一部を改正する必要がありますために、今回この条例案を提出するものでございます。

では、議案書の3ページをご覧ください。

新旧対照表で御説明いたします。右側が改正前の旧、左側が改正後の新の表でございます。

まず、旧、右側のほうの3ページの一番下のほうですけど、(6) 自然災害に関する証明、罹災証明手数料1件300円、これを左側の新の項目では、これを削除しております。

そして、(6)は、下の(7)の上記以外の証明を繰り上げて(6)ということで、旧の(6)の罹災証明の欄を削除しております。

次に、1ページをご覧ください。

一番下、附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するというので、令和3年度から施行するようにしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第2号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(安丸眞一郎) 日程第9、議案第2号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長(早川 正一) 健康課の早川でございます。よろしくお願いいたします。

議案第2号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページ目の新旧対照表をお願いいたします。

これまで新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定をされておりましたが、今回の改正によりまして、この附則が削除されるため、新たに定義をするものでございます。

新たに左側の部分でございますが、(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。というふうに改正されるものでございます。

それでは、1ページ目をお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第3号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第3号大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） おはようございます。住民課の矢永でございます。

議案第3号大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

それでは、提案理由及び内容について御説明させていただきます。

提案理由につきましては、特定家庭用機器廃棄物、いわゆる家電リサイクル法の対象物、テレビ、洗濯機、エアコン等の収集運搬手数料を当該機器1台当たり1,500円から、実態に即した運搬車両1台当たり1,500円に条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により、変更内容を御説明いたします。

3枚目をお願いいたします。

別表第1、第12条関係の一番下の段、特定家庭用機器廃棄物の単位、右側、旧表の「ステッカー1枚」を左側、新の表、「運搬車両1台」に改めております。

このことにより、今までは住民の方が廃棄する家電リサイクル法、対象物1台ごとに1,500円の手数料を徴収しておりましたが、複数台の対象家電を同時に出される場合は、収集運搬作業に係る手間に比べて費用がこれまで割高となっておりました。

そこで、今回の改正により、実質的な値下げを行いまして、住民サービスの向上及び不法投棄の防止対策を図ることを目的としております。

2枚目をお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

運搬車両1台につきの1,500円となっておりますけども、この運搬車両の大きさの規定とかはないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 高橋議員の質問にお答えいたします。

特に、大きさまでは定まっております。ちょっと委託業者に聞いたところ、通常は軽トラックで収集に行っていると伺っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいでしょうか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第4号 大刀洗町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第4号大刀洗町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） おはようございます。地域振興課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第4号大刀洗町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

提案理由でございます。

平成31年の2月に開催されました久留米広域圏の正副組合長会議におきまして、より効果的に広域行政サービスを提案していくために、事業整理に向けた協議を行うことが合意されました。その事務整理が行われまして、その中で、ふるさと振興事業の廃止に伴い、ふるさと振興基金を廃止することが決まりました。

基金の総額を各構成市町の出資割合に応じ、帰属するものでございます。大刀洗町の出資割合は、全体の3.726%でございまして、5,935万9,541円でございます。そのうち5,590万円が国債で帰属されるため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表のほうでございます。附則の2項に追加をするものでございます。内容としましては、「令和3年3月30日において久留米広域ふるさと振興基金の設置及び管理に関する条例（平成7年久留米広域市町村圏事務組合条例第1号）の規定により設置された久留米広域ふるさと振興基金に属していた債券で、同条例の廃止により大刀洗町に分配された債券は、分配を受けた日において、この条例に基づく基金に積み立てるものとする。」とし、これに基づいて分配された債券を基金に積み立てるものです。

1ページをご覧ください。

施行期日は、令和3年3月31日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今、課長の説明では、大刀洗町に配分することになっておるようでございますけれども、国債が5,500万円と現金が幾らか、ちょっともう少しゆっくり説明をお願いしたいと思います。3.726%は分かりましたけれども、現金と国債の内容をゆっくり説明してください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 大変失礼いたしました。

それでは、国債と現金の割合について御説明申し上げます。

大刀洗町の出資割合が3.726%でございます。現金で受け取る分が345万9,541円でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 国債のほう。村田課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 失礼しました。

続きまして、国債の受入額のほうは5,590万円となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 現金がどがしこ、もうちょい聞き取れなかったもので、ゆっくり言うてください。えらい早か、あなたは。

○議長（安丸眞一郎） よろしくお願ひします。村田課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 大変失礼いたしました。

現金で受け取る分は345万9,541円でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（5番 黒木 徳勝） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第5号 大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第5号大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。

議案第5号大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

提案理由ですが、奨励措置を受けるための基準を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

少し条例について説明をさせていただきますと、この条例は、町内における事業所の新設及び増設を奨励することにより、産業の振興と雇用の増大を促進することを目的としております。

具体的には、事業者が町内に事業所、倉庫、事務所などですけれども、こちらを新設、あるいは増設する場合に雇用などの条件を満たすことで、固定資産税の3年間の課税免除などの奨励措置を受けられるものでございます。この奨励措置を受けるための基準を明確にするために改正をするものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

2ページでございます。

右側の改正前のほうからご覧いただきたいと思います。第3条の括弧内の見出しでございます。「指定」とありますものを「指定の基準」というふうに改正をいたします。

さらに、第3条、「この条例の適用を受けることができる者は、投下固定資産の総額が5,000万円以上となる見込みで、次の各号に該当し町長が指定したものとする。」

第1号ですけれども、「事業所を新設することにより、従業員を5人以上雇用する場合。」、第2号、「事業所を増設することにより、従業員を3人以上新たに雇用する場合。」、この2つを、第1号を「事業所を新設ことに伴い、新たに当該事業所に勤務する従業員を5人以上雇用する場合。」、第2号を「事業所を増設ことに伴い、新たに当該事業所に勤務する従業員を3人以上雇用する場合。」と改正いたします。

改正する理由ですけれども、現状のままですと、町内に新設、増設される事業所に勤務をしない従業員の雇用でも条件を満たすという解釈が成り立ってしまうためでございます。条例の趣旨

に鑑みまして、あくまでも町内に新設、増設される事業所に勤務する従業員の雇用を指定の基準とするため、改正をするものでございます。

次に、第2項でございます。

改正後のほうに新設をするものです。暴力団排除条項を新設いたします。第2項、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、指定の対象としない。」、第1号、「暴力団及び暴力団員」、第2号、「暴力団員と密接な関係を有している者」。

1ページのほうをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行をいたします。

説明は以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13．議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第6号について、提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更するものです。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

提案理由としましては、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入するものでございます。

このことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

では、議案書の2ページをご覧ください。

新旧対照表において説明いたします。

右側が旧、左側が新です。左側の新のところの上から真ん中辺りに「田川郡」というのがあります。この中に、アンダーラインで引いておりますけども、「田川地区広域環境衛生施設組合」というのを追加しております。

次のページ、3ページをご覧ください。

これも新旧対照表でございます。左側のところの新しい欄の1区、2区、3区、4区、5区の一
番下の第5区の欄の一番下に、ちょっと小さい字で見にくいんですけども、「田川地区広域環境
衛生施設組合」というのを追加しております。

議案書1ページにお戻りください。1ページです。

附則としまして、「この規約は、令和3年4月1日から施行する。」ということで、4月1日
から施行させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14．議案第7号 町道の廃止について

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、議案第7号町道の廃止についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 建設課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第7号町道の廃止につきまして、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

議案第7号町道の廃止について、道路法第10条第3項の規定により準用する同法第8条第
2項の規定により、町道路線を別紙のとおり廃止する。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山
哲志。

提案理由といたしましては、町営住宅大堰団地の建て替えに伴い町道路線の消滅しているため、
路線の廃止を行うものでございます。

1ページをご覧ください。

今回廃止を提案する路線は、番号が1612号、大堰住宅線でございます。起点が大刀洗町大
宇富多1366—1地先、終点が大刀洗町大宇富多1370地先となります。道路の延長が
90.8メートル、幅員が3.3メートルから4.4メートルの路線になります。

2ページをご覧ください。

位置図を添付しております。町営住宅旧大堰団地内にありました町道を廃止するものでござい

まして、赤のラインで示しているものが旧大堰団地内にありました大堰住宅線になります。この路線が消滅しているため、今回廃止を行うものでございます。

3ページに参考といたしまして、道路台帳図を添付しております。今回の廃止の提案は、本来平成19年度に町営住宅大堰団地を建て替える際に団地内にある町道を廃止すべきでございました。この際、廃止の手續が漏れていたものでございます。以上の経緯で、今回1612号、大堰住宅線を町道として廃止することを提案させていただきます。

なお、このたび町道の廃止の手續が漏れておりましたことに関しまして、この場を借りましておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。町道の延長につきましては、地方交付税の算定の基礎となるものでございますので、今後このようなことがないように注意してまいります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

今、説明がありましたが、国との交付金との関係で、今後この廃止が遅れたことが遡って何か財政等に影響する、あるいは精算を行うということは考えられますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） では、平山議員の御質問にお答えいたします。

今回の路線の廃止に伴いまして、本来ですと、5年遡って交付税を返還するというような手續を取るようになります。今回の廃止におきましては、延長が90.8メートルと、ちょっと短かったということもありまして、この修正した数値のほうを県のほうに報告しまして、交付税の再算定のほうを行ってもらっております。その結果、今回延長が短かったということもありまして、交付税の算定のほうには影響が出なかったということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

ここで議場の時計で10時30分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時19分

.....

再開 午前10時30分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き再開いたします。

.....

日程第15. 議案第8号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、議案第8号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第8号について、概要及び内容について御説明いたします。

では、お手元議案書を1枚めくってください。議案第8号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）。

まず、第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,744万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,568万1,000円とする。

第2条、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

では、内容について御説明いたします。

ページの順番から御説明いたします。

まず、議案書5ページ、6ページをご覧ください。5ページ、6ページです。第2表の繰越明許費を計上しております。左から款、項、事業名、金額について記載をしております。これは、3月補正で計上させていただき事業費も含めて計上しております。次年度繰越事業として計上しております。合計34の事業で、合計金額6億5,504万1,000円の金額です。

次に、7ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。まず、上のほうから、追加としまして、起債の目的は、減収補填債、限度額2,289万6,000円を借入れをしております。

次に、変更分です。まず、起債の目的として、公共事業等債、限度額340万を、変更後は570万に変更です。

次に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1,030万を、変更後は1,300万に変更しております。

次に、災害復旧事業債8,330万を、変更後は3,850万に変更しております。限度額合計で申し上げますと、9,700万を5,720万に限度額で変更しております。

次に、議案書19ページをご覧ください。歳出につきまして、主な項目について御説明いたします。

なお、予算の減額につきましては、コロナ禍によるイベント、行事等の中止及び実績に基づく

ものでございますので、説明は省略させていただきます。

では、19ページから、1款1項1目議会費、補正額13万5,000円、大きなものとしましては、一番下の17節備品購入費として、協議会室マイク設備費で330万計上しております。

次に、20ページです。2款1項1目一般管理費、補正額429万3,000円、これは、一番下です。12節委託料の中で、行政手続書面押印対面見直し支援業務委託料として495万を計上しております。これは、総務省からの通達によりまして、行政サービスの効率化を求めるために、書面規制、押印規制、押印の廃止、対面規制等を見直すために、町の押印規定等を洗い出して見直すものでございます。

次、21ページをご覧ください。18節負担金・補助及び交付金として、一番下です。新型コロナ対策行政区支援金として500万、これは、町内25の行政区に20万円のコロナ対策費としての支援金を支給するものでございます。

次に、2款1項5目財産管理費、補正額3,025万3,000円、これは、24節積立金の中の一番下です。ふるさと応援基金積立金として3,019万6,000円を計上しております。

次に、6目企画費、補正額338万2,000円、24節積立金、これは、先ほど地域振興課が申しあげましたように、久留米広域圏への事務事業の廃止に伴う分配金として346万円を計上しております。

次、22ページをご覧ください。一番下です。2款1項11目校区センター管理費の14節工事請負費、まず、校区センター空調機更新工事として1,332万1,000円、次に、校区センター雨戸・窓ガラス強化工事として621万5,000円を計上しております。

次、24ページをご覧ください。2款1項19目ふるさと応援寄附金事業、補正額1,470万、これは、12節委託料、ふるさと応援寄附事務委託手数料として1,500万を計上しております。これは、3,000万円の寄附金の50%の1,500万でございます。

20目社会保障税番号制度事業費の補正額188万8,000円、これは、18節負担金・補助及び交付金として189万3,000円、通知及び個人番号カード関連事務に係る交付金として、実績に基づくもので計上しておりますもので、これは還付です。交付金の還付として計上です。

22目地域公共交通対策費、補正額21万3,000円、この中で、18節負担金・補助及び交付金として、甘木鉄道コロナ関連補助金として90万6,000円を補助金として計上しております。

次、26ページをご覧ください。下のほうです。3款1項1目社会福祉総務費、補正額229万1,000円、これは、19節扶助費の中で、生活困窮者支援事業費として220万円を計上しております。

次、27ページをご覧ください。真ん中あたりの下です。3款1項2目障害児者自立支援費、補正額1,129万8,000円、18節負担金・補助及び交付金として、障害福祉事業所等新型コロナウイルス感染対策支援金として450万を計上しております。

次に、19節扶助費として、障害者（児）介護、訓練等給付費850万、これは、利用者や施設入居者が増加したために850万増額しております。

次に、3目高齢者福祉費、補正額128万5,000円、内容は、28ページの上段をご覧ください。18節負担金・補助及び交付金として、高齢者施設等新型コロナウイルス感染対策支援金680万を計上しております。

次、29ページをご覧ください。3款1項11目国民健康保険費、補正額50万7,000円の減でありますけども、27節の繰出金として、保険基盤安定繰出金（保険者支援分）として538万8,000円を計上しております。

次です。次はちょっと飛びまして、30ページです。3款2項1目児童福祉総務費、補正額3,145万8,000円、この減額につきましては、実績に基づき減額をしております。

次、32ページをご覧ください。下のほうです。3款3項1目特別定額給付金事業、補正額1,350万5,000円、これも実績に基づき減額をしております。

33ページをご覧ください。4款1項1目保健衛生総務費の補正額128万1,000円、これは、18節の負担金補助及び交付金の中で、大刀洗町地域医療協力支援金として235万を計上しております。

同じく2目予防費、補正額1,062万9,000円の減です。これは、18節の負担金・補助及び交付金の中で、インフルエンザ予防接種助成事業が非常に少なかったために減額をしております。

次、35ページをご覧ください。35ページです。4款1項9目診療所費、補正額525万、内容は、14節の工事請負費、1階トイレ改修工事として455万を計上しております。

次、38ページをご覧ください。5款1項5目多面的機能支払交付金事業費、補正額551万6,000円の減です。これは、18節の負担金・補助及び交付金の中で、資源向上（施設の長寿命化）交付金として521万の減をしております。これは、実績に基づきまして、事業費が確定したために減額をしております。

次、39ページをご覧ください。5款1項9目農業農村整備費、補正額1,036万5,000円です。これは、18節負担金・補助及び交付金として、上から、県営両筑平野かんがい排水二期事業負担金として、第2地区、第3地区、第4、第5、第6と、次のページの第7地区等の工事の負担金でございます。

次、40ページをご覧ください。10目農村環境整備費、補正額649万9,000円、まず、

14節工事請負費、これは、暗渠排水工事費として271万2,000円を計上しております。

次に、18節の負担金・補助及び交付金として、暗渠排水促進支援事業補助金、これは900万の減となっております。

次、41ページです。41ページの上のほうです。5款1項12目北部地区補助整備事業費、補正額502万2,000円、18節負担金・補助及び交付金です。経営体育成基盤整備事業負担金として500万です。これは、追加事業が続いたために増額となっております。

次、42ページをご覧ください。6款1項5目緊急経済対策費、補正額8,364万7,000円、主なものとしましては、18節負担金・補助及び交付金として、半額割引券交付金、これは、令和3年度に繰越しで行います第2回のプレミアムクーポン券の交付金額でございます。

次、43ページをご覧ください。下のほうです。7款2項2目道路改良費、補正額568万6,000円の減、これは、16節の公有財産購入費として560万を減額をしております。これは、実績に基づき、用地買収が少なかったということで減額です。

44ページをご覧ください。7款3項2目公共下水道費、補正額1,636万、これは、27節の繰出金として、下水道事業特別会計繰出金で1,478万を減額をしております。

次、45ページをご覧ください。これは、下のほうです。7款7項1目公園管理費、補正額284万6,000円、これは、14節の工事請負費として、町立公園トイレ改修工事費238万2,000円を計上しております。

次、46ページをご覧ください。8款1項4目災害対策費、補正額2,295万8,000円、まず、12節の委託料として、防災備蓄倉庫建築に当たり、新設工事実施設計委託料として133万と、併せて工事の管理業務委託料として138万を計上しております。と、14節の工事請負費としまして、防災備蓄倉庫新設工事費として2,203万3,000円を計上しております。

次は、49ページをご覧ください。49ページの真ん中あたりです。9款2項1目一般管理費、補正額408万4,000円、これは、17節の備品購入費として、学習者用コンピューター等購入費で360万を計上しております。

次に、2目の大堰小学校費、3日本郷小学校費、4目大刀洗小学校費、5目菊池小学校費、これにつきましては、補正額が90万とか120万、130万、145万上がっています。これについては、コロナ対策として、小学校のほうが備品購入費として、感染症対策備品購入費を計上しております。

50ページをご覧ください。9款3項2目大刀洗中学校費、補正額216万、この中の17節備品購入費として、感染症対策備品購入費として120万を計上しております。

次に、9款5項1目社会教育総務費です。補正額335万1,000円、18節の負担金・補

助及び交付金として、大刀洗町文化事業協会助成金として300万の減、これは、事業中止のために減をしております。

次、51ページをご覧ください。真ん中あたりです。9款5項3目中央公民館管理費、補正額309万9,000円、これは、12節の委託料として、上から2番目です。中央公民館大規模改修基本構想策定委託料で280万減をしております。当初予定額よりも少ない委託料で済んだために280万円の減です。

54ページをご覧ください。54ページの上からです。9款6項4目運動公園管理費、補正額3,964万3,000円。まず、12節の委託料として、トイレ改修工事設計業務委託料として200万と、工事の管理業務委託料として110万を計上しております。14節の工事請負費として、3,654万3,000円を計上です。

次に、5目武道場管理費として、補正額2,412万8,000円。まず、12節委託料としまして、トイレ改修工事設計業務委託として110万、工事監理業務委託として70万を計上しております。

次に、14節工事請負費2,232万8,000円を計上しております。

次に、10款1項1目農業災害復旧費、補正額1,000万1,000円の減です。これは、14節の工事請負費として、農林災害復旧工事費において、実績に基づき減額をしております。

次に、2目公共土木施設災害復旧費、2,289万、これも14節工事請負費として、これは菅野橋の復旧工事費が入札減により減額したために、2,289万円を減額しております。

以上が、歳出についての説明です。

次、歳入について御説明いたしますので、10ページをご覧ください。10ページです。真ん中あたり、6款1項1目法人事業税交付金として、補正額490万円を計上しております。

次に、7款1項1目地方消費税交付金として3,000万円を計上しております。

次、11ページ下段をご覧ください。14款1項1目民生費国庫負担金として、補正額997万2,000円、内訳としましては、1節社会福祉費負担金829万9,000円、これは、障害者自立支援給付費負担金でございます。

次に、2節保険基盤安定負担金269万4,000円、これは、国保基盤安定負担金、保険者支援分です。

次に、3節児童福祉費負担金390万1,000円、子育てのための施設等利用給付交付金国庫負担金でございます。

次、12ページをご覧ください。真ん中あたりです。14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1億377万4,000円です。

内訳としましては、まず、1節総務管理費補助金の中の、通知及び個人番号カード交付事業費補

助金189万3,000円と、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、合計額が1億362万9,000円。内訳としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として9,918万3,000円と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫補助分として444万6,000円を計上しております。

次、13ページをご覧ください。13ページ、14款2項6目教育費国庫補助金として、補正額284万、1節小学校費補助金として180万円を計上しております。

次、14ページをご覧ください。15款1項1目民生費県負担金として、補正額427万4,000円です。主なものとしましては、1節社会福祉費負担金として415万を計上しております。

17ページをご覧ください。17ページの上段です。16款2項1目不動産売払収入、補正額339万5,000円、これは、土地建物売払代金ということで、菊池校区の里道を売却した代金でございます。

次、17款1項1目一般寄附金3,000万、これは、ふるさと応援寄附金でございます。

下のほうです。20款3項1目の雑入、補正額196万8,000円の上から3番目です、右側の。久留米広域ふるさと振興基金分配金として345万9,000円、これは現金で入った分です。これを計上しております。

最後、18ページをご覧ください。21款1項3目農林水産業債、補正額500万、1節の農業債として500万です。これは、まず、公共事業等債で230万、次に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業として270万を計上しております。

6目減収補填債、補正額2,289万6,000円、これは、1目の減収補填債として2,289万6,000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。承認いただきますように御審議、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。歳入、12ページを見ていただきたいんですが、14款2項1目、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金というのが1億何ぼかあります。これは、国の1次から3次までの補正の3次分だろうと思うんですが、分かれば、1次からこの3次までで、大刀洗町に幾らの交付金が来ているのかというがあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 財政係の福岡でございます。それでは、野瀬議員さん御質問の臨時交付金の配分について、順を追って御説明をいたします。

おっしゃられてあるとおり、第3次まで配分がっております。まず、第1次分については

9,119万円、91190千円でございます。

続きまして、第2次配分額でございます。第2次配分額が2億1,805万8,000円、2118058千円となっております。

続きまして、第3次の配分額につきまして、これが地方単独分と国補助裏分というふうに分かれております。まず、第3次の地方単独分につきましては、103815千円、1億381万5,000円です。補助裏分については444万6,000円ということでございます。

以上、そちらを合計いたしますと、第1次から第3次までの配分額の合計といたしましては、4億1,750万9,000円、417509千円ということで、約4億2,000万弱が交付金として下りてきているということになります。

以上で、説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） その交付金の配分の基準というんですか、例えば、地方交付税みたいに人口規模ですとか、その町の規模に応じてなのか、例えば、コロナの感染者数といいますか、そういうのが加味された分なのか、そこら辺何か基準か何かあるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 基準についての御質問でございます。今、手元に詳細な計算方法というものを持ち合わせておりませんが、基準としてはございまして、地域別の感染の割合ですとか、そうしたものについて細分をされているというふうに承知をしておるところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございせんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 補正予算書の21ページの上のほうの負担金・補助及び交付金の中で、新型コロナ対策行政区支援金という形で500万計上されてあります。

具体的に内容を総務課長の説明からお聞きすると、25行政区のうち1行政区に当たり20万円という金額の支援金という形になっておりますけど、その20万円という根拠と、それと、コロナ対策だから、20万ということになってくると、消毒液とか、そういったことを想定しますが、その20万円という根拠をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） ただいまの東議員の御質問にお答えします。

こちらの新型コロナ対策行政区支援金ということで、1行政区に20万円、合計500万円を計上させてもらっているものです。

この根拠といたしましては、各行政区がコロナ対策等で必要な物資等を購入されるときに、大体20万円程度で、全体で500万円程度ということの計算になっておるところでございます。

特に何かを積算して20万円というものが出たものではございませんで、1行政区に対し20万円、合計の500万円ということになっております。

内容としましては、各行政区においてコロナ対策、例えば集会所へのエアコン等の設置や空気清浄機等の設置、または各世帯へのマスクの配付であったり、消毒液の配付であったり、各行政区のほうで計画を立てて、20万円の範囲内で補助金としてお渡しするものというふうにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今回の課長の答弁で理解できることは理解できましたけど、これにつきましては、行政区のほうから支援金を、執行部のほうから行政区のほうに支援金として出してくれという要望があったんやないんですか。それとも、行政区のほうからコロナ対策として、25行政区のほうに支援金として渡すよという、そのプロセスが分かればお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

こちらの支援金のほうの立てつけを最初に、区長さんのほうからの要望があって、ここに計上されているのかという御質問かと思えますけれども、こちらは、区長会からの要望等は特に頂いておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） すみません。せっかくの支援金という形であれば、もっと早く行政区のほうに支援金として渡されたほうがよかったかなという、私個人の意見ですけど、それについてまた、これは来年度も実施される予定ですか。それとも、今回限りの補正予算で区切りという形でしょうか。どのように考えてられるのか回答をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えします。

補正予算書の6ページをご覧ください。上段のほうに新型コロナ対策行政区支援金事業ということで、繰越しをさせていただく予定にしております、議決いただいた後に区長さんにお集まりいただいて、私どものほうから御説明、そして、手続の方法等について支援をまたしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 関連しての質問になりますが、これを行政区でやりますと、小さ

な部落については30世帯ぐらい、大きな地区においては600世帯、これも同一の金額の20万ということで考えてあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 松熊議員の御質問にお答えいたします。

こちら行政区、人口割とか均等割とか、そういったものを設けないのかという御質問かと思えます。今回の支援金に関しましては、人口と関係なく、1行政区に対し20万円ということで設定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 27ページの3款1項2目の18節障害福祉事業所等新型コロナウイルス感染対策支援金というのを計上していただいております。医療機関等に関しては、先般の定例会においても、ぜひ実施をということで質問いたしましたところ、検討をするということで答弁をいただいております。

また、追跡事項についても実施予定ということで御回答を頂いております。大変ありがたいことだと思います。

それで、この27ページの障害福祉事業所、それから、28ページに同様に高齢者施設等への支援金、それから、33ページに医療機関等への協力支援金というのがございますが、この支援のもう少し詳細と、具体的な支援内容と、今後の支援予定、その活用の方法について御説明いただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） では、まず、3款1項2目の障害者福祉事業所等に対する、コロナに対する支援金でございますけども、町内の法人としましては、7法人におきまして、17事業所がございます。そこに対しまして、施設におきましては、短期入所や計画相談事業所につきましては10万円、通所やグループホームや訪問事業所につきましては20万円、施設入所や療養介護事業所につきましては30万円という形で、10万円単位での金額の差をつけさせていただいております。

これにつきましては、当然、入所してすると、療養施設につきましては負担が大きいということでございまして、そういうところを加味しまして、10万円ごとの差をつけさせていただいておる次第でございます。

続きまして、福祉介護施設・事業所につきましてはでございますけども、これにつきましては、町内で11法人で32の事業所がございます。これにつきましても、先ほど障害事業所と同じように、居宅介護や短期入所施設につきましては10万円、その他訪問、通所、グループホーム、

事業所等につきましては20万円、入所施設等につきましては30万円という形で、先ほど言いましたように、10万、20万、30万、それぞれ金額の差をつけさせていただいております。

当然ながら、入所施設等につきましては負担が大きいというふうに加味いたしまして、こういう金額にさせていただいておる次第でございます。

なお、これにつきましては、それぞれに要綱を設けまして、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に関することを事業所で行っていただいておりますと思っております、それに関するに使用していただくような形で行うようにしております。

これにつきましては、3月5日に補正予算を可決していただければ、早急に事業所のほうに、この支援金につきまして通知を行いまして、年度内には各事業所のほうに支援金をお支払いするような形を考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、私のほうから、33ページ、4款1項1目18節の大刀洗町地域医療協力支援金について御説明をさせていただきます。

今回の支援金につきましては、一般診療所4か所につきまして各20万円、歯科診療所7か所につきまして各20万円、保険薬局3か所につきまして5万円の計235万円を協力金としてお渡しするようにしております。

今後のスケジュールにつきましては、補正予算が成立後、各診療所のほうに通知を行いまして、こちらも年度内に支給をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。要綱があるということですので、ぜひ、医療機関、あるいは、従事している方々に対しても、こういった町からの支援ということで周知をしていただきたいと同時に、来年度についても、こういったコロナ禍が続くことが予想されることから、特に医療従事者、高齢者施設従事者、障害者施設従事者の方々への御支援を常に念頭に置いていただきたいと思っています。

それから、もう1ついいですか。

○議長（安丸眞一郎） はい、どうぞ。

○議員（7番 平山 賢治） 33ページの一番下です。予防費の中のインフルエンザ予防接種助成事業については大きく減額が出ておりますが、これについて、実際の予防接種者が少なかったということのように先ほど御説明をお聞きしましたが、もう少し、予定に対してどういった程度の接種があったのか、町がどういふふうにならぬかについて捉えていらっしゃるのかについてお聞き

したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

今回の予防接種につきましては、1歳から小学6年生までにつきましては1,895名いらっしゃいまして、そのうち80%の接種率を考えておりました。それにつきまして、2月末現在では44.5%の方が接種をしたというところになります。

また、中学生以上、中学生から65歳までの方につきましても、それぞれ70%の接種率を考えておりましたが、約30%ほどにとどまっております。

この接種率が低かった原因として考えられることといたしましては、10月からワクチン接種が始まったんですけども、そこに集中しまして、なかなか接種が受けられなかったことがあるかと思えます。その後、全国的にインフルエンザの発症が少なかったことも影響しまして、接種率が低かったのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。

一方で、多分、高齢者の方はいつもより多いくらいお受けになっているんじゃないかと思うんです。それと、もともと、近隣の子供に対してもインフルエンザ接種助成をこれまで行ってきた自治体では、それなりの接種率になっていると思いますので、いろいろ原因はあろうかと思いますが、今後も適切に周知と、希望者の方に接種の機会が迅速に与えられるようお願いいたします。

それから、それに関連してでもありますが、子ども医療費の給付費も大きく1,500万という減額が起きています。これについても、受診控えが大きな原因ではないかというふうにお聞きをしておりますが、いずれにしても、こういう新型コロナという重大な感染が発症する下で、必要な医療が必要なときに受けられるような体制づくり、それから、周知づくりというのは引き続き求めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 26ページの一番下です。社会福祉総務費の中で、生活困窮者支援事業費というのがありますが、こちらの少し詳しい内容を教えていただけますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 新型コロナウイルス感染症におきまして勤めができなかったということで、収入の減、そういう世帯がいらっしゃるかと思っております。それで、今現在、社会福祉

協議会のほうが今窓口となっておりまして、緊急小口の貸付等を行ってありますけども、そういう関係で、社協のほうに対しまして、食料の提供をしてもらえないかという窓口にたくさんの方がお見えになっております。

それで、町としましても、そういう方に対しまして、何らか食料の提供をするべきではなかろうかというふうに計画いたしまして、社協を通しまして、そういう方たちに対しまして、取りあえず3日分の食料提供ができないかというふうに考えております。

内容といたしましては、真空パックの御飯を9パック、1日3食ですから9パック、並びにドライフーズの味噌汁を6個と缶詰を3個と、うどんを3袋という形で、それで当分、3日分はしのげるだろうという形で考えておりまして、それを700セットで考えております。

この700セットという根拠でございますけども、今現在、緊急小口関係の貸し付けの方が、今現在、2月24日現在で127名の方が貸し付けに来てありますので、その御家族等を考えますと、約300名ほどではなかろうかというふうに考えております、全体としまして。

ですので、取りあえず、その方たちが1週間、7日分だけしのげるようにという形で、2,100になるかと思っておりますけど、その2,100日分、延べ2,100日分の食事が賄えるようにと思ひまして、今回220万の予算を計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、よろしいですか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2,100食分ということですが、まだ、残念ながら、これからはそういう貸し付けを依頼する方とか出てこられると思うんですけども、そういう方たちが出てきた場合の追加事業ということもお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） この事業につきましては、今年度年度末に購入いたしまして、逐次、社協さんを通して配付という形になっていきますので、当然、令和3年度中におきましても、この部分から随時、窓口という形で食料を提供していくように考えている次第でございます。ですから、3月までで、この分を全て提供するわけではございませんで、継続して随時、窓口で提供していくような形を考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 17ページの不動産売却収入で、土地建物売却代金339万5,000円、里道ということですが、場所と、面積と価格をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、黒木議員の御質問にお答えいたします。

場所は2件ございまして、それぞれ山隈区でございます。1件が60.95平米、59万4,872円でございます。もう1件につきましては、同じく山隈で257平米、267万7,272円となります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第16. 議案第9号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、議案第9号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

表紙をおめくりください。議案第9号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,959万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,419万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。1款1項1目一般管理費、補正額が16万2,000円でございます。主なものといたしましては、役務費の郵送料20万円の増額でございます。

続きまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費としまして、補正額が2,000万円の減額でございます。18節負担金・補助及び交付金で、一般被保険者療養給付費で2,000万円の減額補正をさせていただいております。

同じく2款のほうで、2項1目一般被保険者高額療養費としまして、一般被保険者の高額療養費を1,000万円の減額の補正をさせていただいております。

続きまして、2款4項1目出産育児一時金210万円の減額でございます。こちらは、当初予

算で20名の出産育児一時金を組んでおりましたが、15名のほうに減額をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。5款1項1目特定健康診査等授業費、90万円の減額をさせていただいております。内容としましては、12節委託料のところ、特定健診の委託料50万円の減額、人間ドック委託料40万円の減額でございます。

続きまして、5款2項2目保健事業費で2万2,000円の減額でございます。22節償還金・利子及び割引料のところ、過年度分の返還金がございましたので、7万8,000円の増額の補正をさせていただいております。

続いて、8款1項1目一般被保険者保険税還付金で30万円の増額補正、同じく8款1項3目の償還金のところで336万9,000円の増額補正をさせていただいておりますが、こちらについては、普通交付金の超過交付金及び国保事業費の納付金の精算によりまして、2,000万円の予算では足りませんでしたので、336万9,000円の増額補正をさせていただいております。

続きまして、歳入のほうになります。5ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金3,000万円の減額となります。こちらは、保険給付費の減少による普通交付金の減額をさせていただいております。

次に、6款1項1目一般会計繰入金50万7,000円の減額でございます。こちらは、保険基盤安定繰入金は確定によるものでございまして、483万1,000円の増額補正、出産育児一時金につきましては、歳出のほうを減額いたしましたので、その分繰入金を減額をさせていただいております。また、4節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、確定額に伴う減額補正でございます。

最後に、7款1項1目の繰越金でございます。91万6,000円を増額補正をさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第10号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第17、議案第10号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきまして説明をさせていただきます。

表紙をおめくりください。議案第10号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）、令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,068万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、人件費に伴うものでございまして、2万5,000円の減額をさせていただきます。

続いて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で693万2,000円の増額をさせていただきます。こちらは、保険料等の増加に伴いまして、広域連合への納付金が増加したものでございます。

それでは、5ページの歳入をお願いいたします。1款1項1目特別徴収保険料で50万2,000円の増額、1款1項2目普通徴収保険料で119万4,000円の増額の補正をさせていただきます。

続きまして、4款1項1目事務費繰入金といたしまして、人件費の歳出の減額分をこちらに反映させていただきます。

最後に、5款1項1目繰越金としまして523万6,000円を上げさせていただきます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18. 議案第11号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第18、議案第11号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第11号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の内容を御説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりください。議案第11号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,674万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,559万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から御説明させていただきます。議案書の8ページをご覧ください。歳出につきましては、基本的に額の確定により不用額を減額で計上しております。

まず、1款1項農業集落排水費でございます。1目農業集落排水に係る一般管理費でございます。こちらは、12節委託料、計画停電用汚泥運搬業務委託料を57万円減額しております。

2目大堰処理施設管理費、水処理センター及びマンホールポンプ場修繕料は、額の確定により執行残の132万5,000円を減額、4目の災害復旧費、こちらは、大堰処理場及びマンホールポンプ場の災害復旧工事費でございますけれども、こちらも復旧費の確定により570万円を減額しております。

続きまして、2款1項1目公共下水道に係る一般管理費でございます。補正額1,578万4,000円の減額。

主なものといたしましては、12節の委託料、マンホールポンプ場維持管理業務管理委託料が139万7,000円の減額、計画停電用マンホールポンプ維持管理委託料、こちらが50万円の減額、計画停電用汚泥運搬業務委託料、こちらが171万円の減額、公営企業法適用移行事務支援業務委託料794万1,000円の減額。

18節の負担金・補助及び交付金、こちらは、筑後川中流右岸流域終末処理場維持管理負担金が438万1,000円の減額、こちらは、福童浄化センターへの汚水流入量が当初見込みよりも減少する見込みのため減額をしております。26節公課費、支払消費税分として39万3,000円を増額計上させていただいております。

続きまして、2款1項3目流域下水道整備費でございます。補正額330万2,000円の減

額、18節の負担金・補助及び交付金につきましては、それぞれ負担金の額が確定しましたため、それぞれ287万6,000円、42万6,000円を減額しております。

続きまして、最後のページになります。19ページです。3款1項2目支払利子でございます。公共下水道事業費の長期債利子でございますけれども、支払利子の額確定により、不足額1万4,000円を増額計上しております。

以上が歳出でございます。

次に、6ページをご覧ください。歳入について御説明させていただきます。

分担金及び負担金でございます。1款2項1目の下水道事業費負担金でございますけれども、1節の農業集落排水事業及び2節の公共下水道事業での収納済みの受益者負担金として、409万7,000円を増額で計上しております。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、2款1項使用料でございます。滞納使用料の徴収や下水道接続件数の増加によりまして、1目農業集落排水使用料を22万8,000円、2目の公共下水道使用料を949万8,000円増額しております。

7ページをご覧ください。3款1項3目災害復旧費補助金でございます。1節の災害復旧費補助金を138万5,000円減額しております。

4款1項1目一般会計からの繰入金でございますけれども、公共下水道分を1,478万円減額、農業集落排水分を248万7,000円減額、新型コロナウイルス感染症対策に係る繰入金を44万円の減額、合計で1,770万7,000円の減額で計上しております。

続きまして、諸収入の6款1項1目の雑入でございます。大堰水処理センター、マンホールポンプ場の共済金のほうが確定しましたので、293万1,000円を減額しております。

また、陣屋川改修に伴いまして、猪ノ本橋の架け替え工事が施工されております。この工事に伴います下水道管の移設に関する県からの物件移転補償費が、仮橋への移設時点ではなく、本橋ができたときに、本橋への移設が完了した時点で、物件移転補償費が支払われるということになりましたので、631万1,000円を減額しております。

次に、町債の7款1項1目1節の下水道事業債でございます。こちらは、額の確定によりまして、総額1,200万円、補正額1,200万円の減額で計上しております。内訳については、記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。第2表繰越明許費でございます。

2款1項公共下水道費、事業名といたしましては、公共下水道整備事業でございます。1,370万8,000円を翌年度に繰り越すこととしております。こちらの内容としましては、猪本橋の管路移設工事、西大刀洗地区の管路敷設工事の繰越しになります。

同じく3ページでございます。第3表地方債補正でございます。それぞれ額の確定により、流域下水道事業の事業債を、補正前1,420万円から補正後1,160万円に、地方公営企業債災害復旧事業債を、補正前500万円から補正後360万円、公営企業会計適用債を、補正前1,310万円から補正後510万円に変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第19. 議案第12号 令和3年度大刀洗町一般会計予算について

日程第20. 議案第13号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第21. 議案第14号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第22. 議案第15号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第23. 議案第16号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第19、議案第12号令和3年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第23、議案第16号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

それでは、日程第19、議案第12号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第12号令和3年度大刀洗町一般会計予算から、議案第16号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算までの議案につきまして、議案書を朗読させていただきます、議案の提案と代えさせていただきたいと思っております。

では、まず、議案第12号令和3年度大刀洗町一般会計予算について朗読いたします。1枚めくってください。

議案第12号令和3年度大刀洗町一般会計予算、令和3年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ72億888万5,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

次に、特別会計予算をご覧ください。まず、1枚開いていただいて、桃色の部分が国民健康保険の特別会計予算になっております。

では、さらに1枚めくっていただき、議案第13号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算、令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億7,780万7,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

次は、黄色の表紙をご覧ください。黄色の表紙が後期高齢者の特別会計になっております。それを1枚めくってください。議案第14号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算、令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,322万6,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

次に、緑色の表紙をご覧ください。緑色が土地取得特別会計になっております。1枚めくっていただきまして、議案第15号令和3年度大刀洗町土地取得特別会計予算、令和3年度大刀洗町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ461万9,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

次に、最後です。ちょっと薄黄色の色の表紙をご覧ください。下水道事業特別会計でございます。1枚めくってください。議案第16号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算、令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,478万6,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和3年3月3日提出、大刀洗町長中山哲志。

以上で、令和3年度の一般会計予算から4つの特別会計予算について、朗読にて議案の提案に代えさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。日程第19、議案第12号令和3年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第23、議案第16号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第12号令和3年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第23、議案第16号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月10日水曜日、午前9時30分より協議会室で開催いたします。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時56分
